

マンション再生等合意形成支援制度のご案内

マンション管理組合が行う、
マンションの再生等に向けた活動※1に係る費用の
一部を補助します。

※1:再生、マンション敷地売却、マンション除却敷地売却、敷地売却、敷地分割又は除却を検討する初期段階において、
区分所有者の合意形成を図るために行う活動



申請受付期間:2026年6月1日(月)~2026年6月12日(金)

※応募が受付期間内に予定数を超える場合は抽選、予定数に達しない場合は2026年12月11日(金)まで、
予算の範囲内で先着順で受け付けます。

**補助額:交付決定日から2027年2月26日(金)までに支払ったマンションの再生等
に向けた活動(再生等活動)費用の2分の1以内且つ最大25万円**

制度や手続きの流れなどの詳しい説明のほか、補助要件の確認のため、
まずは住宅政策課へご相談ください！

〈問い合わせ先〉 **千葉市 都市局建築部 住宅政策課**

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎 低層棟4階

☎:043-245-5809 または 043-245-5849

メール:jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

ホームページ: https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/03_m-saisei.html

住宅政策課へのメールは
こちらから↓



マンションの「再生」とは

老朽化したマンションの修繕①、改修②、建替え③、更新④、再建⑤を行うことをいいます。

ただし、修繕のみを行うもの及び工事に係る費用(施工費、材料費等)は補助の対象外です。

- ① 修繕:外壁の塗り替え、給排水管の取り替え、防水層の取り替え等を行うことにより、新築に近い状態に戻して、機能や性能を維持すること。
- ② 改修:手すりやエレベーターを設置するなどのバリアフリー化、断熱性の向上を図るなどの省エネルギー化、耐震改修など耐震性能の向上など、新たな機能や性能を付加すること。
- ③ 建替え:現に存するマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地にマンションを新たに建築すること。
- ④ 更新:現に存するマンションについて、建物の構造上主要な部分の効用の維持又は回復(通常有すべき効用の確保を含む)のために共用部分の形状の変更をし、かつ、これに伴い全ての専有部分の形状、面積又は位置関係の変更をすること。
- ⑤ 再建:マンションが滅失した場合において、当該マンションの敷地であった土地にマンションを新たに建築すること。

補助の要件

【補助対象となるマンション管理組合】次の(ア)～(オ)すべてに該当するマンションを指します。

- (ア) 千葉市内にある分譲マンションであること。
- (イ) 5人以上の区分所有者が存するマンションであること。
- (ウ) 延べ床面積の1/2以上が住宅用途であること。
- (エ) 耐用年数の1/2を経過していること。
[参考]鉄筋コンクリート造の場合の耐用年数:47年
- (オ) マンションの再生等活動を行うこと及びその経費について、管理組合の集会で決議していること(総会決議、または管理組合の規約で理事会等に付託している場合は、理事会などの決議でも可)。



【補助対象となる再生等活動】再生、マンション敷地売却、マンション除却敷地売却、敷地売却、敷地分割又は除却に向けて、区分所有者の合意形成を図るために行う活動で、次のいずれかに該当するものを指します。

- マンションの現状調査に関すること
- 老朽度の判定に関すること
- 建物の再生方法(修繕、改修、建替え、更新、再建、マンション敷地売却、マンション除却敷地売却、敷地売却、敷地分割又は除却の比較)の検討に関すること
- 居住者の意向調査(アンケート等)に関すること
- 基本構想・事業計画の作成に関すること
- その他市長の認めるもの

【補助対象経費】

以下の費用を対象とします。

補助対象にあたるかご不明な場合はお気軽に住宅政策課までお問い合わせください。

- ・再生等活動を進める検討委員会が会議を開く場合の、会場費・勉強会の資料代・講師派遣を受ける場合の講師料等
- ・区分所有者や居住者を対象とした、再生等に関する意向調査(アンケート調査)を実施する場合の実費(用紙代、コピー代、印刷代、集計費用)や専門家に調査や設計を委託する場合の費用



申請の流れ・必要書類について

下記①～⑥の流れで手続きを進めてください。申込にあたっては次ページの注意事項もご参照ください。

- ① 事前協議
- ② 補助金交付申請
- ③ 活動の実施
- ④ 完了実績の報告
- ⑤ 補助金請求
- ⑥ 再生等の決議等の報告



① 事前協議

- ・以下の必要書類を準備し、住宅政策課にご提出ください。
- ・審査が完了しましたら「事前協議完了通知書」を市から発行します。

事前協議の必要書類

- 事前協議書(様式1)
- 再生等活動計画書
- 見積書(案)の写し
- 建築確認済証、検査済証の写し
- 管理規約

※下記の他、審査に必要な書類を追加で求める場合があります。

- 当該年度の集会議案書(案)等※
- マンションの案内図、配置図

※再生等活動を行うこと及びその経費について、管理組合の集会で決議していることを確認するために提出していただきます。総会或いは管理規約で理事会等に付託している場合は理事会などでの決議でも可とします。

② 補助金交付申請 (※切:6/12※)

- ・以下の必要書類を準備し、住宅政策課にご提出ください。
- ・審査が完了しましたら「補助金交付決定通知書」を市から発行します。

※6月12日(金)までの申請受付期間内に申請が補助予定数を超える場合は抽選、予定数に達しない場合は期間を延長し先着順で受け付けます。

補助金交付申請の必要書類

- 補助金交付申請書(様式3)
- 当該年度の集会議案書、議事録等
- 見積書の写し

③ 活動の実施

- ・「補助金交付決定通知書」の日付以降に再生等活動を契約・実施してください。
- ・活動期間:補助金交付決定日以降～令和8年2月26日(金)

④ 完了実績の報告 (※切:2/26)

- ・活動終了後、速やかに「完了実績報告書」を提出してください。
- ・審査が完了しましたら「補助金額確定通知書」を市から発行します。

完了実績報告の必要書類

- 完了実績報告書(様式8)
- 再生等活動報告書
- 再生等活動に係る費用を支払ったことを証する書類(契約書、領収書等)の写し

⑤ 補助金請求 (※切:原則 3/31)

- ・「額確定通知書」の受領後、速やかに「補助金請求書」を提出してください。
- ・審査が完了しましたら市から補助金をお支払いします。

補助金交付請求の必要書類 補助金請求書(様式第10号)

⑥ 再生等の 決議等の報告

- ・再生等が完了し次第、「再生等完了報告書」を市に提出してください。また、年度を超えて再生等の決議等を経た場合、「再生等の決議等に係る報告書」を提出してください。

再生等の決議等の報告の必要書類 再生等の決議等に係る報告書(様式第14号)

再生等完了報告書(様式第15号)

各種様式は窓口にて配布しているほか、住宅政策課のホームページからダウンロードいただけます。

千葉市 合意形成支援制度



マンション再生等合意形成支援制度
ホームページはこちらから→



申請にあたっての注意事項

- ・ 事前協議は、メール・郵送などでも受付可能です。(申込期間前から行うことができます。)
- ・ 補助金交付決定後に契約・実施した当該年度内の再生等活動が補助の対象です。
- ・ 他機関(国等)からの補助を受けている管理組合は補助の対象外です。
- ・ 管理組合理事長名又は管理組合法人名で申請してください。(個人での申請は受付できません。)
- ・ 工事に係る費用を補助するものではありません。

よくある質問

Q.補助を受けるのは1回きりですか。



A.通算で5回まで補助金の交付を受けることができます。
なお、2回目以降の利用も、都度申請いただく必要があります。

Q.大規模修繕にも補助を受けられますか。



A.大規模修繕工事のみを実施する場合は補助の対象外です。
大規模修繕と併せて、改修(新たな性能や機能を付加するなど、建物のバリューアップ)を検討する場合や将来の建て替えに向けた合意形成は補助の対象になる場合がありますので、住宅政策課までご相談ください。
なお、工事に係る費用は補助の対象外です。

Q.事前協議までに総会の議事録が用意できません。



A. 事前協議は集会議案書案の添付でも申請可能です。
なお、再生等活動を行うこと及びその経費について、総会或いは管理規約で理事会等に付託している場合は理事会などでの決議でも可とします。
補助金交付申請時には、当該年度の集会議案書、議事録等の添付が必要です。
(再生等活動を行うこと及びその経費について、管理組合の集会で決議していることを確認するために提出していただきます。)